

第七条（公文書の公開義務）関係

（公文書の公開義務）

第七条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書について、原則公開の考え方に基づく公開義務を定めたものである。

【解説】

- 1 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合の実施機関の義務については明示していないが、非公開情報に関する規定は、公開することの利益と公開することにより損なわれてはならない個人または法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであるから、第9条の規定により公益上の理由による裁量的公開を行う場合を除き、実施機関は、非公開情報を公開してはならないこととなる。
- 2 本条および第9条の公開・非公開の基準は、平成12年7月1日以後に作成し、または取得した公文書について適用され、同日前に作成し、または取得したものについては、旧条例第7条の公開・非公開の基準によるものである（附則第3項）。

【運用】

1 公文書の公開の可否の第1次決定

公文書の起案に当たっては、当該公文書について公開の請求があった場合の公開の可否の判断の参考とするため、「公文書の公開の可否の第1次決定実施要領」に従い、第1次決定を行う。

2 著作権法との調整

地方公共団体の情報公開条例に基づき、写しの交付を必要な限度で行うことは、複製権を侵害することにはならない（著作権法第42条の2）など、公文書公開制度と著作権法上の権利との間では、一定の調整が図られている（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正。ただし、平成13年4月1日施行）。

第1号（個人情報）関係

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

□ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

【趣旨】

- 1 本号は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護する趣旨で設けられたものである。
- 2 プライバシーの具体的な内容および範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でなく、個人の価値観により見解が分かれることが少なくない。このため、本号では、個人の尊厳および基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーが最大限に保護されるよう、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、プライバシーに該当するか否かの判断を行わずに原則として公開しないこととした。その上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないものや個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものを、本号ただし書で例外的に非公開情報から除くこととした。

【解説】

- 1 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、住所、財産の状況、所得その他一切の個人に関する情報をいう。
- 2 個人に関する情報であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、本条第2号で判断することとしたので、本号の個人に関する情報の範囲から除外するものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情報（家族構成等）は、本号に含まれる。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、住所、生年月日等の記載から直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができるものとなる情報をいう。
- 4 個人の氏名等が記録されている公文書であっても、氏名等を削除することにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、本号に該当しないものとして氏名等を除いた部分を公開しなければならない（第8条第2項）。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未公表の著作物など、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、カルテ、反省文などの個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報をいう。
- 6 ただし書イについて
 - (1)「公にされ……ている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。法令の規定により公にされている情報としては、商業登記簿に登記されている法人の役員名等があり、慣行として公にされている情報には、受彰者名簿、審議会の委員名簿等がある。
 - (2)「公にすることが予定されている情報」には、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。
- 7 ただし書口について
 - (1)「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活または財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、これらの法益が侵害されるおそれがある場合を含む。
 - (2)「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益（人の生命、健康、生活または財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(3) ただし書口に該当すると認められる第三者に関する情報が記録された公文書を公開しようとする場合には、当該第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない（第14条第2項、第3項）。

8 ただし書ハについて

(1) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員および職員等をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。したがって、国会議員、地方議会議員および附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。

(2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、職員としての身分取扱いや給与等の情報は、当該公務員等にとっては、職務の遂行に係る情報には当たらないものである。

(3) 「公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るもの」を除いたのは、警察職員（警察法第34条第1項および第55条第1項に規定する職員をいう。）は、一般的に、職務の特殊性から、氏名を公にすることにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるが、特にそのおそれが大きいものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員については、氏名を公開しないこととしたものである。

（参考）福井県情報公開条例施行規則（H14福井県公安委員会規則第2号）

（氏名を非公開とする職）

第3条 条例第7条第1号ハの公安委員会規則で定める職は、階級が警部補以下である警察官をもって充てる職およびこれに相当する職員をもって充てる職とする。

(4) 「公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、当該公務員等が担当する職務内容等により、その職および氏名を公にすると、当該公務員等の私生活が公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがあるもの等をいう。

9 情報公開制度は何人にも公開する制度であり、本号においても公開請求者がだれであるかによる区別を設けていない。したがって、特定の個人に関する情報が記録されている公文書について本人から公開請求があつても、本人以外の者からの請求と同様、公開することはできない。

なお、このことは、この条例の規定による公開ができないということにすぎず、当該本人に対する適切な情報の提供までを禁止しているものでない。

第1号の2（行政機関等匿名加工情報等）関係

(1) の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護法第5章第5節において提供の仕組みが設けられている行政機関等匿名加工情報が情報公開制度により公開されることはないようにするとともに、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する県民の信頼を害するおそれがないよう行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等または個人識別符号を不開示情報としたものである。

第2号（法人等事業情報）関係

（2）法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、公にすることにより、自由な経済活動が認められている法人等または事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報は原則として公開しないこととし、公益上の観点から、公にすることの利益が優越するものについては例外的に公開することとしたものである。

【解説】

- 1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人その他の法人格を有する団体のほか、法人格は有しないが団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等および地方独立行政法人は除かれ、これらに関する情報については他の非公開情報の規定で判断されることになる。
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業主の家族構成等）は、本号に該当せず、第1号で判断するものである。
- 4 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいい、財産的利益に限らず、非財産的利益についても保護の対象となる。
 - (1) 生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
 - (2) 人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
 - (3) その他公にすることにより、法人等または事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。）が損なわれるおそれがある情報
- 5 ただし書については、第1号ただし書口の解説を参照のこと。

第3号（犯罪捜査等情報）関係

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序を維持する活動の有効かつ効率的な執行を確保するため、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。

本号では、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行等の刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に限定する趣旨である。したがって、風俗営業の許可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、主として第4号により公開・非公開が判断されることになる。

【解説】

- 1 「犯罪」とは、刑事犯、行政犯を問わず、刑を科せられるべき違法行為をいい、刑以外の制裁措置が科せられるべき違法行為である「行政上の義務違反」とは区別される。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」には、犯罪の予防、鎮圧または捜査等の他に社会生活に必要な法規範その他の秩序規範等が害されないように保護し、それに対する障害を除去することなどが含まれる。
- 3 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する警察活動が阻害され、もしくは効率的に行われなくなり、またはその可能性があることをいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、本号に該当する情報については、その性質上、公開または非公開の判断を行うに当たり、専門的・技術的な判断をするなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうか審査・判断するのが適当であるとするものである。

〔具体例〕

- 覚せい剤原料保管場所の届出書
- 麻薬管理者免許申請書（麻薬保管庫設置場所）
- 犯罪に関する情報提供者、被疑者、捜査員等についての情報

第4号（行政規制情報）関係

（4）県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う防災、衛生、営業、交通等に係る規制に関する情報であって、公にすることにより、人の生命、健康、生活または財産の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、人の生命、健康、生活または財産の保護といった公共の安全と秩序の維持のうち、前号に規定する犯罪の予防・捜査等に代表される刑法の執行を中心としたもの以外で、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのある情報は公開しないことを定めたものである。

本号に該当する情報は、第7号にも該当する場合が多いと考えられるが、公にすることによって、事務執行を阻害することはなくとも、人の生命、健康等の保護に支障を及ぼすこととなるものが考えられることから、独立した非公開情報としたものである。

【解説】

- 1 「人の生命、健康、生活または財産」には、人の地位、名誉、自由等を含み、「保護」とは、それらを危険から保護し、または当該危険を除去することをいう。
- 2 「防災、衛生、営業、交通等に係る規制」とは、風俗営業の許可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する規制をいう。

第5号（任意提供情報）関係

（5）個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

個人および法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特定の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、または公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報を実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても公開されるとするには合理的でない。

本号では、このような情報について一定の要件を満たすものは、公開しないこととしたものである。したがって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというものではない。

【解説】

- 1 「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には県、国および他の地方公共団体は含まれない。
- 2 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が事務または事業を実施する上で必要であるため、個人または法人等に依頼し、提供された場合をいい、個人または法人等から自発的に提供された場合は含まない。
- 3 「公にしないことを条件として」とは、個人または法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。
- 4 「任意に提供した情報」には、実施機関が情報の提供を求める法的権限を有しており、その権限行使することにより提供された情報は該当しない。
- 5 「個人または法人等における通例として」とは、当該個人または法人等が公にしないことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、当該個人または法人等が属する社会、業界、業種等の通常の慣行に照らして、非公開とすることが通例であるかどうかを判断する。
- 6 ただし書については、第1号ただし書口の解説を参照のこと。

第6号（審議・検討等情報）関係

（6）県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、または情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、または土地の投機を助長するなどして特定のものに利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、このような情報について、公開しないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「県」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会およびこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含み、実施機関であるなしを問わない。
「国および他の地方公共団体」についても同様である。
- 2 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間」とは、それぞれの内部のほか、県と国、県と独立行政法人等、県と他の地方公共団体、県と地方独立行政法人、国と他の地方公共団体、国と独立行政法人等、国と地方独立行政法人、他の地方公共団体と他の地方公共団体、他の地方公共団体と独立行政法人等、他の地方公共団体と地方独立行政法人、独立行政法人等と地方独立行政法人の相互間をいう。
- 3 「審議、検討または協議に関する情報」には、審議、検討または協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、打合せ、照会、回答等が含まれる。
- 4 それぞれの「おそれ」があるかどうかは、それぞれの支障が「不当」にもたらされるものであるかどうかを、説明責務の観点から公開することの利益と、非公開とすることの利益とを比較衡量することにより判断しなければならない。したがって、公開することの利益をしんしゃくしても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合で、非公開とすることに合理性が認められる場合に、初めて、非公開となるものである。

第7号（事務執行情報）関係

- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、公にすることにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は公開しないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業」には、これらの団体が行うすべての事務または事業が含まれる。
- 2 「事務または事業の性質上」とは、当該事務または事業の内在的性質に照らして保護に値する場合にのみ非公開にし得るということを明確にする趣旨である。
- 3 「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、次の点に留意しなければならない。
 - (1)「当該事務または事業」は、同種のものが反復されるような性質の事務または事業にあっては、将来行われる同種の事務または事業を含むものであること。
 - (2)「適正」という要件を判断するに際しては、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないこと。
 - (3)「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならぬこと。
 - (4)「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないこと。
- 4 イからホは、限定列挙ではなく、公開により事務または事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものである。したがって、イからホに掲げられた事務以外の事務または事業に関する情報も本号の対象となり、また、イからホに掲げられた事務についても、それぞれに掲げられた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。

第8号（法令秘情報）関係

(8) 法令もしくは他の条例の定めるところによりまたは実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても、公開しないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「法令」とは、法律および政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- 2 「法令もしくは他の条例の定めるところにより」公にすることができないと認められる情報とは、法令または他の条例の明文の規定により公にすることが禁止されている情報をはじめ、他目的使用が禁止されている情報、個別法による具体的な守秘義務が課せられている情報、手続の非公開が定められている情報等法令または他の条例の趣旨および目的から公にすることができないと認められる情報をいう。

〔具体例〕

- 指定統計調査票（統計法第40条）
 - 統計調査調査票（福井県統計調査条例第9条）
 - 地方税に関する調査で知り得た秘密（地方税法第22条）
 - 公害審査会の調停委員会会議録（公害紛争処理法第37条）
- 3 「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務における各大臣からの指示（地方自治法第245条の7）等法的拘束力のあるものをいう。